

鹿追町まち・ひと・しごと創生寄附活用事業(企業版ふるさと納税)  
実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、鹿追町まち・ひと・しごと創生推進事業の推進を図るため、企業版ふるさと納税の事務取扱について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業版ふるさと納税 地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する法人からの寄付をいう。
- (2) 寄附対象事業 法第5条第1項の規定に基づき、内閣総理大臣の認定を受けた地域再生計画に記載されている鹿追町まち・ひと・しごと創生推進事業をいう。
- (3) 寄附対象法人 本町の区域内に主たる事務所又は事業所が所在していない法人であり、かつ、青色申告書を提出している法人をいう。
- (4) 寄附者 寄附対象法人のうち本町に寄附をした法人をいう。
- (5) 寄附金 寄附対象事業の実施のための費用として、寄附法人が行う10万円以上の寄附金をいう。

(寄附金の申出)

第3条 寄附対象法人は、寄附金の申出をしようとするときは、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業（企業版ふるさと納税）寄附申込書（様式第1号）を町長へ提出するものとする。

(寄附の受領)

第4条 町長は、寄附対象事業の事業費の範囲内で前条の寄附申出書を提出した寄附対象法人からの寄附金を受領するとともに、当該法人に当該寄附の額及び受領年月日を証する受領証（様式第2号）を交付するものとする。

2 寄附対象事業の事業費が確定する前に寄附金を受領した場合、町長は事業費が確定した後に、寄附者に対して事業費確定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(寄附の申出の拒否等)

第5条 町長は、次に掲げる場合においては、寄附の申出を拒否し、または既に受領した寄附金を返還することができる。

(1) 寄附金の受領が公の秩序または善良風俗に反するものと認められるとき

(2) 前号に定めるもののほか、町長が特に必要と認めるとき

2 町長は、前項の規定による取扱をした場合は、その決定の理由及び経過を記録しなければならない。

(寄附金台帳の作成)

第6条 町長は、寄附金の適正な管理を図るため、鹿追町まち・ひと・しごと創生寄附活用事業（企業版ふるさと納税）寄附金台帳（様式第4号）を作成しなければならない。

(感謝状等の贈呈)

第7条 町長は、寄附者に対して、感謝状等を贈呈するものとする。ただし、寄附者が辞退した場合はこの限りではない。

(公表)

第8条 町長は、寄附の内容について町ホームページ等に掲載する方法により公表するものとする。ただし、寄附者が公表することについて同意したものに限り、

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施において必要な事項は町長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。